

業務指示書

北米・中南米地域中米広域防災能力向上プロジェクト・フェーズ2

第1 指示書の適用

本指示書は独立行政法人国際協力機構(JICA) (以下「機構」という。) が実施する標記業務のうち、民間コンサルタント等 (以下「コンサルタント」という。) により実施する業務に関する内容を示すものです。コンサルタントはこの業務指示書及び貸与された資料に基づき、本件業務に係るプロポーザル等を機構に提出するものとします。

なお、本指示書の第2「業務の目的・内容に関する事項」、第3「業務実施上の条件」は、この内容に基づき、コンサルタントがその一部を補足又は改善し、プロポーザルを提出することを妨げるものではありません。

本指示書に係る質問期限：2015年11月11日 12時 まで

問合せ先：調達部契約第一課 吉田 清志 Yoshida.Kiyoshi@jica.go.jp

質問に対する回答：2015年11月16日 までに機構ホームページ上に行います。

第2 業務の目的・内容に関する事項-----別紙のとおり

第3 業務実施上の条件-----別紙のとおり

第4 共同企業体の結成並びに補強の可否等

業務の規模が大きく、一社単独では望ましいレベルの業務従事者を確保することが困難であるか、又は業務の内容が広範にわたるため、業種又は分野ごと得意な社同士で共同企業体を結成することが望ましい案件について、競争を促進するために、必要最低限の範囲で共同企業体の結成を認める場合があります。

(各項目の()に○を付したものが、指示内容です。)

1 共同企業体の結成の可否

() 認めません。

() 認めます。

(○) 認めます。ただし業務主任者(総括)は、共同企業体の代表者の者とします。

() 者までの共同企業体の結成を認めます。ただし業務主任者(総括)は、共同企業体の代表者の者とします。

() 協力準備調査、その他先に行われた調査参加コンサルタント

は、構成員にはなれません。

注1) 資格停止期間中のコンサルタントは、構成員になれません。

注2) 共同企業体構成員との再委託契約は認めません。

注3) 共同企業体の結成にあたっては、結成届をプロポーザルに添付し、プロポーザルに共同企業体結成の必要性を記載してください。

2 補強の可否

自社の経営者若しくは自社と雇用関係にある(原則、当該技術者の雇用保険や健康保険の事業主負担を行っている法人と当該技術者との関係をいう。複数の法人と雇用関係にある技術者の場合、主たる賃金を受ける雇用関係があるものをいう。) 技術者の他業務従事状態から望ましいレベルの業務従事者を確保することが困難であるか、又は自社では確保が困難な担当分野である場合、自社と雇用関係のない技術者の「補強」を認める場合があります。

(各項目の () に○を付したものが、今回の指示内容です。)

() 全ての業務従事者について、補強を認めません。

(○) 以下の要件で、補強を認めます。

- 1) 共同企業体でプロポーザルを提出する場合は、代表者及び構成員ともに、現地業務に従事するそれぞれの業務従事者数（通訳団員の配置を認める場合はそれらを除く）の1/2まで補強を認めます。
- 2) 共同企業体を結成しない場合に限り、現地業務に従事する全業務従事者数（通訳団員の配置を認める場合はそれらを除く）の3/4まで補強を認めます。

【業務主任（総括）について】

(○) 業務主任者（総括）については補強を認めません。

() 業務主任者（総括）について補強を認めます。ただし、業務主任者が補強の場合には、副業務主任者（副総括）の配置は認めません。

【その他の業務従事者について】

() 次の団員については補強を認めません。

() 協力準備調査、その他先に行われた調査参加コンサルタント

からの補強は認めません。

注1) 共同企業体を結成する場合、その代表者または構成員となる社は他社の補強になることは認めません。

注2) 複数の社が同一の者を補強することは、これを妨げません。

注3) 資格停止期間中のコンサルタントからの補強は認めません。

注4) 評価対象業務従事者の補強にあたっては同意書をプロポーザルに添付してください。

評価対象外業務従事者については、契約交渉時若しくは補強を確定する際に同意書を提出してください。

注5) 補強として参加している社との再委託契約は認めません。

注6) 通訳については、補強を認めます。

3 外国籍人材の活用

(各項目の () に○を付したものが、今回の指示内容です。)

() 外国籍人材の活用を認めます。

() 業務主任者を除き、外国籍人材の活用を認めます。ただし、当該業務全体の業務従事者数及び業務従事人月のそれぞれ2分の1を超えない範囲において認めます。

(○) 業務主任者を除き、外国籍人材の活用を認めます。ただし、当該業務全体の業務従事者数及び業務従事人月のそれぞれ4分の1を超えない範囲において認めます。

注) 外国籍人材とは以下に該当する人材とします。

- ・プロポーザルを提出する法人に在籍する外国籍の人材で、常用の雇用関係を有するもの又は嘱託契約を締結しているもの
- ・プロポーザルを提出する法人の外部からの補強として当該業務に従事させる外国籍の人材。

第5 プロポーザルに記載されるべき事項

1 コンサルタントの経験、能力等

- (1) 類似業務の経験
- (2) 業務実施上のバックアップ体制等
- (3) その他参考となる情報

注) 類似業務：防災に関する行政能力強化に関する業務

2 業務の実施方針等

- (1) 業務実施の基本方針等
- (2) 業務実施の方法
- (3) 作業計画
- (4) 要員計画
- (5) 業務従事者毎の分担業務内容
- (6) 現地業務に必要な資機材
- (7) 実施設計・施工監理体制（無償資金協力を想定した協力準備調査の場合のみ）
- (8) その他

注1) (1) と (2) を併せた記載分量は、30 ページ以下としてください。

注2) (4) 要員計画について、評価対象外業務従事者の氏名及び所属先の記載は不要とし、契約交渉時、または遅くとも各業務従事者の作業開始時期までに双方で打合簿により確定するものとします。
なお、評価対象外業務従事者についての補強や外国籍人材の活用等については、契約交渉時、もしくは業務実施過程において、業務指示書で定める制限が遵守されていることを確認するものとします。

3 業務従事予定者の経験、能力等

業務にかかる総括責任者として、業務主任者（総括）を業務従事者の中から指名してください。なお、業務主任者に代えて、業務主任者と副業務主任者（副総括）を業務管理グループとして配置することを認める場合があります。

(1) 業務管理グループ

業務主任者と副業務主任者の配置計画を併せて業務管理グループを提案する場合、その配置の考え方、両者の役割分担等の考え方等について記載願います

(各項目の () に○を付したものが、指示内容です。)

() 業務管理グループ（副業務主任者の配置）を認めない。

(○) 業務管理グループ（副業務主任者の配置）を認める（ただし、副業務主任者を補強とすることは認めない）。副業務主任者は1名を上限とする。

注) 業務管理グループを認める全案件（業務指示書にて総括を1号以上としている案件を除く）においては、業務管理グループとしてシニア（46歳以上）と若手（35～45歳）が組んで応募する場合、3点の加点を行います。（「第9 プロポーザルの評価」参照）。

(2) 評価対象業務従事者の経験、能力等

【業務主任者（総括/防災行政・組織強化）】

（業務管理グループにおける副業務主任者（副総括）も同様の項目）

- 1) 類似業務の経験：防災行政・防災計画に係る業務
- 2) 対象国又は同類似地域：北米・中南米地域 及び全途上国での業務の経験
- 3) 語学力（語学は認定書（写）を添付）：英語

- 4) 業務主任者等としての経験
- 5) 学歴、職歴、取得学位、資格、研修受講実績等（照査技術者については必要資格の認定書（写）を必ず添付して下さい。）
- 6) 特記すべき類似業務の経験（類似職務経験を含む。）：スペイン語での業務経験があれば望ましい。

【業務従事者：担当分野 中米地域協力】

- 1) 類似業務の経験：複数国を対象とした協力業務
- 2) 対象国又は同類似地域：北米・中南米地域 及び全途上国での業務の経験
- 3) 語学力（語学は認定書（写）を添付）：英語
- 4) 学歴、職歴、取得学位、資格、研修受講実績等（照査技術者については必要資格の認定書（写）を必ず添付して下さい。）
- 5) 特記すべき類似業務の経験（類似職務経験を含む。）：スペイン語での業務経験があれば望ましい。

【業務従事者：担当分野 行政組織・制度強化】

- 1) 類似業務の経験：行政組織・制度強化に係る業務
- 2) 対象国又は同類似地域：全世界での業務の経験
- 3) 語学力：語学評価せず
- 4) 学歴、職歴、取得学位、資格、研修受講実績等（照査技術者については必要資格の認定書（写）を必ず添付して下さい。）
- 5) 特記すべき類似業務の経験（類似職務経験を含む。）

第6 プロポーザルの提出手続き等

1 プロポーザルの提出期限、提出場所、提出物

- (1) 期限：2015年11月27日 12時
- (2) 場所：JICA本部1階 調達部受付
- (3) 提出物：プロポーザル 正1部 写5部
見積もり 正1部 写1部（次項第7参照）

2 プロポーザルの無効

次の各号のいずれかに該当するプロポーザルは無効とします。

- (1) 提出期限後にプロポーザルが提出されたとき
- (2) 提出されたプロポーザルに記名がないとき
- (3) 同一提案者から2通以上のプロポーザルが提出されたとき
- (4) プロポーザル提出者（共同企業体構成員を含む）が全省庁統一資格結果通知書を取得していない、またはJICAの事前の資格審査を受けていないとき
- (5) 既に受注している案件、契約交渉中の案件及び選定結果未通知の案件と業務期間が重なって同一の業務従事者の配置が計画されているとき
- (6) JICAが定める「独立行政法人国際協力機構契約競争参加資格停止措置規程」（平成20年規程（調）第42号）に基づく資格停止を受けている期間中である者又は当該者が構成員となる共同企業体からプロポーザルが提出されたとき（なお、プロポーザルの提出後であっても本指示書第8.2による審査結果の通知前に資格停止を受けたものを含みます。）
- (7) 虚偽の内容が記載されているとき
- (8) 前号に掲げるほか、本指示書又はコンサルタント契約関連規程に違反したとき

第7 見積価格及び内訳書

本件業務を実施するのに必要な経費の見積り（消費税を含まない）及びその内訳書正1部と写1部を密封して、プロポーザルとともに提出して下さい。見積書の作成に当たっては「コンサルタント等契約における見積書作成ガイドライン」を参照してください。

(URL : <http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/quotation.html>)

(各項目の()に○を付したものが、指示内容です。)

- () 本業務における一般業務費の見積りについては、定率化方式とし、一般業務比率の上限は、

- () 契約全体が複数の契約期間に分かれるため、各期間分及び全体分の見積りをそれぞれに作成して下さい。
- () 第2、第3で記載した事項のうち下記については、分けて見積って下さい。

- () 現地の治安状況が不安定であることから、業務従事者に対し、戦争保険(戦争危険担保特約)あるいはこれに相当する保険を付保することができます。付保する場合は、その経費を見積もって下さい。

- () 本案件については、滞在期間中の不慮の事故等に備え、「救急医療センター(Centre Prive d' Urgence :CPU)」登録料として、同国滞在期間中1人当たり月額35ユーロ相当額を「雑費」として計上することができます。

(○) 航空運賃及びエクセス料金については、別見積りとしてください。

航空運賃を見積る場合には、ZONE-PEX運賃を上限の単価として見積りを行って下さい。「業務実施契約等における正規割引航空運賃の利用について/通知(PR)第9-27004号」によりビジネスクラスの利用が認められる業務従事者の渡航については、ビジネスクラス正規割引運賃までを上限の単価として見積りを行って下さい。

なお、実際の航空券の手配にあたっては、上記見積額を上限としつつも、業務実施上の必要による経路の変更、予約の変更等の必要な緊急時の対応も考慮しつつ、より効率的であるとともに経済的な航空券の手配に努めてください。

() 航空運賃及びエクセス料金については、別見積りとしてください。

航空運賃を見積る場合には、エコノミークラス普通運賃と制限付エコノミークラス(Y2)を比較のうえ、より安価な運賃を上限の単価として見積りを行って下さい。「業務実施契約等における正規割引航空運賃の利用について/通知(PR)第9-27004号」によりビジネスクラスの利用が認められる業務従事者の渡航については、ビジネスクラスの正規運賃までを上限の単価として見積りを行って下さい。

注) 外貨交換レートは以下のレートを使用して見積もってください。

(HNL1=5.626円, GTQ1=16.010, CRD1=0.231, NIO1 = 4.437円, US\$1 = 119.77円, EUR1 = 134.67円)

第8 プレゼンテーション

プロポーザルを評価する上で、より効果的かつ適切な評価をおこなうために、業務主任者等から業務の実施方針等についてプレゼンテーションを求める場合があります。

(各項目の()に○を付したものが、指示内容です。)

() プレゼンテーションは実施しません。

(○) プロポーザル評価の一環として、以下の要領でプレゼンテーションを行っていただきます。その際、

() 業務主任者がプレゼンテーションを行ってください。ただし、業務主任者以外に1名の出席を認めます。

(○) 業務主任者又は副業務主任者、若しくは両者が共同してプレゼンテーションを行ってください。

なお、業務主任者または副業務主任者のみがプレゼンテーションを行う場合は、業務主任者または副業務主任者以外に1名の出席を認めます。

(1) 実施時期：12月3日(木) ～
(各社の時間は、プロポーザル提出後、別途指示します。)

(2) 実施場所：独立行政法人国際協力機構 会議室

(3) 実施方法：

- 1) 一社あたり最大、プレゼンテーション10分、質疑応答15分とします。
- 2) 機材を使用する場合は、コンサルタント等が準備するものとし、プロポーザル提出時、使用機材リストを調達部契約第一課・第二課まで報告するものとし、
(以下、各項目の()に○を付したものが、指示内容です。)

() テレビ会議システムによる上記(2)の実施場所以外からの出席を認めません。

(○) テレビ会議システムによる上記(2)の実施場所以外からの出席を認めます。その場合は、上記(2)の実施場所以外でのテレビ会議システムの準備はコンサルタント等が行うものとし、プロポーザル提出時、接続先等(接続先名、ISDN番号、使用機器のメーカー名・銘柄、担当者のアドレス・電話番号)を調達部契約第一課・第二課まで報告するものとし、
条件等は、以下のとおりです。

- a) 本邦以外の場所より、ISDN回線を用いてコンサルタント等からJICA-Netに接続し、指定された実施日時にテレビ会議実施が可能な場合は、認めます。
- b) JICA在外事務所のJICA-Netを使用しての出席は認めません。ただしJICA在外事務所主管案件の場合は、当該主管事務所からの出席を認めます。
- c) 接続にかかる費用は、コンサルタント等の負担とします。ただしJICA在外事務所主管案件で、当該主管事務所より出席する場合は、この限りではありません。

第9 プロポーザルの評価

1 プロポーザルの評価基準

本件業務では別紙のプロポーザル評価表に従いプロポーザルの評価(技術評価)を行います。

業務管理グループにおける副業務主任者(副総括)は業務主任者(総括)と同様の項目・基準で評価を行います。

注) 業務管理グループを認める全案件(業務指示書にて総括を1号以上としている案件を除く)においては、業務管理グループとしてシニア(46歳以上)と若手(35～45歳)が組んで応募する場合(どちらが総括でも可)、一律3点の加点(若手育成加点)を行います。なお、45歳以下でも上位格付認定により1号以上となる場合は「シニア」とみなし、「若手」と組んだ場合は加点対象とします。(年齢は当該年度(公示日の属する年度。再公示の場合は再公示日の属する年度。)4月1日時点での満年齢とします。)ただし、「1. コンサルタント等の法人としての経験・能力」、「2. 業務の実施方針」、「3. 業務従事予定者の経験能力」の合計が70点未満の場合は、加点は行いません。

技術評価及び若手育成加点の結果、各プロポーザル提出者の評価点について第1順位と第2順位以下との差が僅少である場合に限り、第7により提出された見積価格を参考として交渉順位を決定します。

具体的には、技術評価点及び若手育成加点の合計の差が第1位の者の点数の2.5%以内であれば、見積価格が最も低い者に価格点として最大2.5点を加点し、その他の者に最低見積価格との差に応じた価格点を加点します。

(1) 評価対象とする業務従事者の担当分野

総括/防災行政・組織強化
中米地域協力
行政組織・制度強化

(2) 評価対象とする業務従事者の予定人月数

44.86 M/M

2 評価結果の通知

提出されたプロポーザルは当機構で評価・選考の上、2015年12月15日(火)までにプロポーザルを特定し、各プロポーザル提出者に契約交渉順位を通知します。

3 評価結果の公表

評価結果については、以下の項目を機構ホームページに公開することとします。

(1) プロポーザルの提出者名

・契約交渉順第1位の者の名称のみを公開し、第2位以下の者の名称は非公開とする。

(2) プロポーザルの提出者の評価点

・以下の評価項目別小計及び合計点を公表する。

①コンサルタント等の法人としての経験・能力

②業務の実施方針等

③業務従事予定者の経験・能力

④若手育成加点*

⑤価格点*

*④、⑤は該当する場合のみ(若手育成加点及び価格点については「第9 プロポーザルの評価 1 プロポーザルの評価基準」参照)。

・基準点に達しない者については「基準下」とのみ記載する。

第10 その他

1 配布・貸与資料

機構が配布・貸与した資料は、本件業務のプロポーザルを作成するためのみに使用することとし、複写又は他の目的のために転用等使用しないで下さい。

2 プロポーザルの報酬

プロポーザル及び見積書の作成、提出に対しては、報酬を支払いません。

3 プロポーザルの目的外不使用

プロポーザル及び見積書は、本件業務の契約交渉順位を決定し、また、契約交渉を行う目的以外に使用しません。

4 プロポーザルの返却

不採用となったプロポーザル(正)及び見積書(正)は、各プロポーザル提出者の要望があれば返却しますので選定結果通知後2週間以内に受け取りに来て下さい。また、不採用となったプロポーザルで提案された計画、手法は無断で使用しません。

5 虚偽のプロポーザル

プロポーザルに虚偽の記載をした場合には、プロポーザルを無効とするとともに、虚偽の記載をしたプロポーザル提出者に対して資格停止措置を行うことがあります。

6 プロポーザル作成に当たっての資料

プロポーザルの作成にあたっての参考情報は以下のとおりです。

(1) 「プロポーザル作成ガイドライン」:

JICAホームページ「調達情報」中「調達ガイドライン、様式」>>「調達ガイドライン コンサルタント等の調達」>>「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」

(URL: <http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/proposal.html>)

(ハードコピーでの販売・配布は行っておりません)。

(2) 業務実施契約に係る様式:

同上ホームページ「調達情報」中「調達ガイドライン、様式」>>「様式 コンサルタント等の調達 業務実施契約」

(URL: http://www.jica.go.jp/announce/manual/form/consul_g/index_since_201404.html)

(3) 規程：

同上ホームページ「調達情報」中「調達ガイドライン、様式」規程

(URL: <http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/common/index.html>)

(4) 調達ガイドライン (コンサルタント等契約)：

同上ホームページ「調達情報」中「調達ガイドライン、様式」調達ガイドライン コンサルタント等の調達

(URL: <http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/index.html>)

7 密接な関係にあると考えられる法人との契約に関する情報公開について

契約先に関する以下の情報を機構ホームページ上で以下のとおり公表することとしますので、本内容に同意の上で、プロポーザルの提出及び契約の締結を行っていただきますようお願いいたします。なお、案件へのプロポーザルの提出及び契約の締結をもって、本件公表に同意されたものとみなさせていただきます。

(1) 公表の対象となる契約相手方取引先 (共同企業体を結成する場合は共同企業体の構成員を含む。)

次のいずれにも該当する契約相手方を対象とします。

ア. 当該契約の締結日において、当機構で役員を経験した者が再就職していること、又は当機構で課長相当職以上の職を経験した者が役員等(注)として再就職していること

注) 役員等とは、役員のほか、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、経営や業務運営について、助言することなどにより影響力を与え得ると認められる者を含みます。

イ. 当機構との間の取引高が総売上又は事業収入の3分の1以上を占めていること

(2) 公表する情報

契約ごとに、物品役務等の名称及び数量、契約締結日、契約相手方の氏名・住所、契約金額とあわせ、次に掲げる情報を公表します。

ア. 対象となる再就職者の人数、再就職先での現在の職名、当機構での最終職名 (氏名は公表しない。)

イ. 契約相手方の直近の財務諸表における当機構との取引高

ウ. 総売上高又は事業収入に占める当機構との間の取引割合

エ. 一者応札又は応募である場合はその旨

(3) 当機構の役職員経験者の有無の確認日

当該契約の締結日とします。

(4) 情報の提供

契約締結日から1ヶ月以内に、所定の様式にて必要な情報を提供頂くことになります。

8 本体事業からの排除

以下、各項目の()に○を付したものが、指示内容です。)

() 本件受注コンサルタント (JV構成員及び補強を含む。) は、本業務 (協力準備調査) の結果に基づき当機構による無償資金協力が実施される場合は、設計・施工監理契約以外の役務及び財の調達から排除される (その場合は、受注コンサルタント等が製造、販売する資機材も排除される) 見込みです。

() 本件受注コンサルタント (JV構成員及び補強を含む。) 及びその関連会社/系列会社 (親会社を含む。) は、本業務 (詳細設計) の結果に基づき当機構による有償資金協力が実施される場合は、施工監理業務 (調達補助を含む。) 以外の役務 (審査、評価を含む。) 及び財の調達から排除されます。

9 案件の延期又は中止について

治安の急変等により案件が延期又は中止になることがありますので、予めご留意ください。

以上

プロポーザル評価表

北米・中南米地域中米広域防災能力向上プロジェクト・フェーズ2

評価項目	配点	
1. コンサルタント等の法人としての経験・能力	(10.00)	
(1) 類似業務の経験	6.00	
(2) 業務実施上のバックアップ体制等	4.00	
2. 業務の実施方針等	(40.00)	
(1) 業務実施の基本方針の的確性	16.00	
(2) 業務実施の方法の具体性、現実性等	18.00	
(3) 要員計画等の妥当性	6.00	
(4) その他(実施設計・施工監理体制)		
3. 業務従事予定者の経験・能力	(50.00)	
(1) 業務主任者の経験・能力/ 業務管理グループの評価	(26.00)	
	業務主任者 のみ	業務管理 グループ
①業務主任者の経験・能力 総括/防災行政・組織強化	(21.00)	(8.00)
ア) 類似業務の経験	8.00	3.00
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験	3.00	1.00
ウ) 語学力	4.00	1.00
エ) 業務主任者等としての経験	4.00	2.00
オ) その他学位、資格等	2.00	1.00
②副業務主任者	(-)	(8.00)
カ) 類似業務の経験	-	3.00
キ) 対象国又は同類似地域での業務経験	-	1.00
ク) 語学力	-	1.00
ケ) 業務主任者等としての経験	-	2.00
コ) その他学位、資格等	-	1.00
③体制、プレゼンテーション	(5.00)	(10.00)
サ) 業務主任者等によるプレゼンテーション	5.00	5.00
シ) 業務管理体制	-	5.00
(2) 業務従事者の経験・能力： 中米地域協力	(12.00)	
ア) 類似業務の経験	6.00	
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験	1.00	
ウ) 語学力	2.00	
エ) その他学位、資格等	3.00	
(3) 業務従事者の経験・能力： 行政組織・制度強化	(12.00)	
ア) 類似業務の経験	8.00	
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験	1.00	
ウ) 語学力		
エ) その他学位、資格等	3.00	
(4) 業務従事者の経験・能力：	()	
ア) 類似業務の経験		
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験		
ウ) 語学力		
エ) その他学位、資格等		
(5) 業務従事者の経験・能力：	()	
ア) 類似業務の経験		
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験		
ウ) 語学力		
エ) その他学位、資格等		
総合評点	[100.00]	

業務指示書

【第2 業務の目的・内容に関する事項】

1. プロジェクトの背景

中米地域では、地震、風水害、土砂災害、火山災害など共通した自然災害のリスクを抱え、これら自然災害による人的・経済的損害が同地域の開発にとって大きな阻害要因となっている。かかる状況に対処するため、中米6カ国は、災害に強い社会を共に築くことを目的として、1993年に中米統合機構（SICA）傘下の防災専門機関として中米防災調整センター（CEPREDENAC）の枠組みを創設した。1998年に中米地域に甚大な被害をもたらしたハリケーン「ミッチ」の後、中米6カ国は、災害に強い社会づくりへの決意を新たに「グアテマラ宣言」を公表し、これを受けて中米防災5ヶ年計画（2000-2004）を策定した。現在は、これを更新した「中米総合防災計画（2014-2019）（PRRD ; Plan Regional de Reducción de Desastres）が実施されている。同計画においては、持続的な開発に向けた防災投資、社会の脆弱性の縮減、災害管理と回復など5つの柱が掲げられている。また、2010年には、SICA加盟国のサミットにより、中米総合防災政策（PCGIR; Política Centroamericana Gestión Integral de Riesgo de Desastres）もまとめられ、コミュニティ防災の強化が位置づけられている。

このような背景の下、中米各国は2005年、我が国に対して、コミュニティレベルの防災能力向上を目的とした「中米広域防災能力向上プロジェクト」（以下、「フェーズ1プロジェクト」）の要請を行った。これに基づき、2007年5月から2012年5月までフェーズ1プロジェクトを実施し、各国防災機関、CEPREDENAC事務局（SE-CEPREDENAC）の連携強化が進められたほか、パイロット・コミュニティでの防災活動を通じて住民啓発と住民向けの防災活動マニュアル作りが行われた。パイロット・コミュニティにおいては、活動が定着しプロジェクト終了後も持続的に活動が行われるなどの成果が見られたが、これら活動を国全体の制度・仕組みとして全国に普及するに至っていない。よって、プロジェクトの成果を制度・仕組みとして面的に国内に拡大する必要があり、さらに、6ヶ国での活動を通じて中米全体でのコミュニティ防災を定着させる上での共通項を見出す必要がある。そのため、継続的な予算確保を含め、コミュニティ防災が公共政策として定着する体制作りが課題となっている。

かかる状況の下、CEPREDENAC事務局及び各国防災機関より、「中米広域防災能力向上プロジェクト・フェーズ2」の要請がなされ、2012年9月から同年12月にかけて詳細計画策定調査を行い、フェーズ2の協力フレームワークについて各国政府と協議を行い、合意内容をミニッツとして締結した。その後、より持続的な体制の構築、広域案件としての成果発現の観点から、協力フレームワークの見直しを目的として2014年2月から同年6月にかけて第2次詳細計画策定調査を実施し、新たな協力フレームワークについて合意し、2012年11月締結ミニッツのアmendを締結し関係者の合意を得た。その結果を踏まえて、2014年12月から対象6ヶ国（コスタリカ、エルサルバドル、グアテマラ、ホンジュラス、ニカラグア、パナマ）の防災機関とJICA事務所との間で討議議事録（Record of Discussion: R/D）を署名・交換した。本プロジェクトは、2015年7月から2020年6月までの5年間で実施する。

2. プロジェクトの概要

(1) プロジェクト名

中米広域防災能力向上プロジェクト・フェーズ2

(2) 上位目標

コミュニティ防災が中米地域において普及する。

(3) プロジェクト目標

コミュニティ防災の持続的な普及体制が確立される。(SE-CEPREDENAC・各国防災機

関)

(4) 期待される成果

- ① 防災活動の基礎となる情報が整備・蓄積され中米地域で共有される。
- ② コミュニティ防災を持続的に推進するための組織体制が強化される。
- ③ コミュニティ防災推進のための研修実施能力が強化される。
- ④ 各国のコミュニティ防災活動が強化されるとともに、活動から得られる教訓等が取りまとめられる。

(5) 活動の概要

【防災情報の整備・蓄積及び中米地域での共有】

活動 1-1 各国における災害情報を収集・整理する。

活動 1-2 政府および自治体が防災計画を策定するために必要な災害リスク分析能力を強化する。

活動 1-3 収集・整理された災害情報を体系化し、中米地域で共有される仕組みを構築する。

活動 1-4 各国での活動・取組を通して得られた教訓等を中米地域で共有する仕組みを構築する。

【コミュニティ防災を持続的に推進するための組織体制の強化】

活動 2-1 中央政府、自治体、コミュニティの役割が明確になり、各階層が備えるべき能力、リソース等を分析する。

活動 2-1 各階層間および各階層内の連携を図りつつ、組織強化を図る。

活動 2-3 コミュニティレベルにおける自主防災組織等の整備と強化を図る。

活動 2-4 各国においてコミュニティ防災普及計画¹の策定およびその推進活動を行う。

活動 2-5 コミュニティ防災推進活動結果を踏まえた防災普及計画の改定を行う。

活動 2-6 各国のコミュニティ防災推進活動の実績を定期的に取りまとめて関係機関に共有する。

【コミュニティ防災推進のための研修実施能力の強化】

活動 3-1 コミュニティ防災推進活動に関する研修計画を立案する。

活動 3-2 研修に必要となる教材等を作成する。

活動 3-3 中央政府及び自治体等が協力し研修講師を育成する。

活動 3-4 コミュニティ防災推進活動に携わる人材育成のための研修を実施する。

活動 3-5 コミュニティ防災推進活動にかかる研修成果を共有する。

【各国のコミュニティ防災活動の強化及び教訓等の取りまとめ】

活動 4-1 各国が BOSAI プロジェクト成果を活用しつつ災害種・分野に対応したコミュニティ防災活動を実施するための体制を構築する。

活動 4-2 コミュニティ防災活動実施のためのガイドライン²を作成する。

活動 4-3 各国がコミュニティ防災活動を実施し、進捗や課題をモニタリングする。

活動 4-4 コミュニティ防災活動の成果を踏まえ、ガイドライン²の見直し・更新を行う。

活動 4-5 コミュニティ防災普及計画へのフィードバック・共有の体制を構築する。

活動 4-6 地域内・各国内におけるコミュニティ防災活動共有のための防災イベントを実施する。

3. 業務の目的

「中米広域防災能力向上プロジェクト・フェーズ2」に関し、当該プロジェクトに係る R/D に基づき業務（活動）を実施することにより、期待される成果を発現し、プロジェクト目標を達成する。

¹ コミュニティ防災普及計画：特定の期間中に防災リスクマネジメントを促進するための活動や戦略を意味しており、関係するアクターや主体となる受益者の活動も含む。

² ガイドライン：持続性を確保するような防災活動を推進するグッド・プラクティス、指針などを含むガイドラインを意味する。

4. 業務の範囲

本業務は、JICA が対象 6 ヶ国と締結した R/D³ (Record of Discussion) に基づいて実施される「中米広域防災能力向上プロジェクト・フェーズ 2」の枠内で、「3. 業務の目的」を達成するため、「5. 実施方針及び留意事項」を踏まえつつ、「6. 業務の内容」に示す事項の業務を行い、「7. 成果品等」に示す報告書等を作成するものである。

5. 実施方針及び留意事項

(1) 本プロジェクトの特徴

本プロジェクトは、直営長期専門家がパイロット・コミュニティにおける具体的なコミュニティ防災活動を実施し、コンサルタントチームがそれら活動からの教訓を踏まえつつ、コミュニティにおける活動と成果を体系化し、これら現場での活動を踏まえた普及体制が制度・仕組みとして国及び地方において定着するよう防災行政機関の組織体制の強化を図る。併せて防災関係機関の人材育成を図るものである。

防災分野の案件ではあるが、行政機構の強化の観点から具体的な活動及びインプットを提案すること。

(2) 中米広域防災能力向上プロジェクト（フェーズ 1）の成果の整理と活用

フェーズ 1 プロジェクトでは、コミュニティ防災に係る教育教材の作成や住民による簡易対策工などを実施している。各国における成果品の活用状況や改定状況、簡易対策工に係る経験者の有無、現状と維持管理体制等を確認しこれら成果や経験をベースとして活動を実施する。

(3) 中米地域における留意点

中米諸国においては、政権交代や地方自治体首長の変更等による政策及び予算配布の優先順位の変更、関係機関における主要ポストの人員交代が見られる。また、行政機関において正規職員よりも短期契約や派遣職員等が多くみられ人員の定着、事業の継続性の確保が困難な点も課題となっている。事業の提案にあたっては、これらを前提条件として、各国において持続的な実施体制及び制度の構築ができる方策を工夫すること。

(4) プロジェクトの実施体制

① 日本側体制

本プロジェクトは、CEPREDENAC 及び加盟 6 ヶ国の防災行政機関をカウンターパートとして実施する。

各国におけるプロジェクト成果の発現及び事業終了後の持続性確保の観点から、対象 6 ヶ国を 2 カ国毎のグループとして、長期専門家 3 名（指導科目：コミュニティ防災/広域協力）を派遣する。長期専門家は担当 2 カ国において中央防災行政機関をカウンターパートとして、地方防災機関、地方自治体等の関係機関と共にパイロット・コミュニティにおけるコミュニティ防災活動の指導を行う。

また、必要に応じて年間 3 名程度の短期専門家（中央・地方行政官、大学関係者等）の派遣を予定している。

コンサルタントチームは後述（5）に基づき、これら専門家と定期的に会合を設けるなど工夫の上、密にコミュニケーションを図り、パイロット・コミュニティにおける活動状況、各国の取組み、現状などの情報を入手し、情報共有と調整を十分に行った上で活動を実施するとともに、広域案件としてプロジェクト全体の成果を取り纏める。

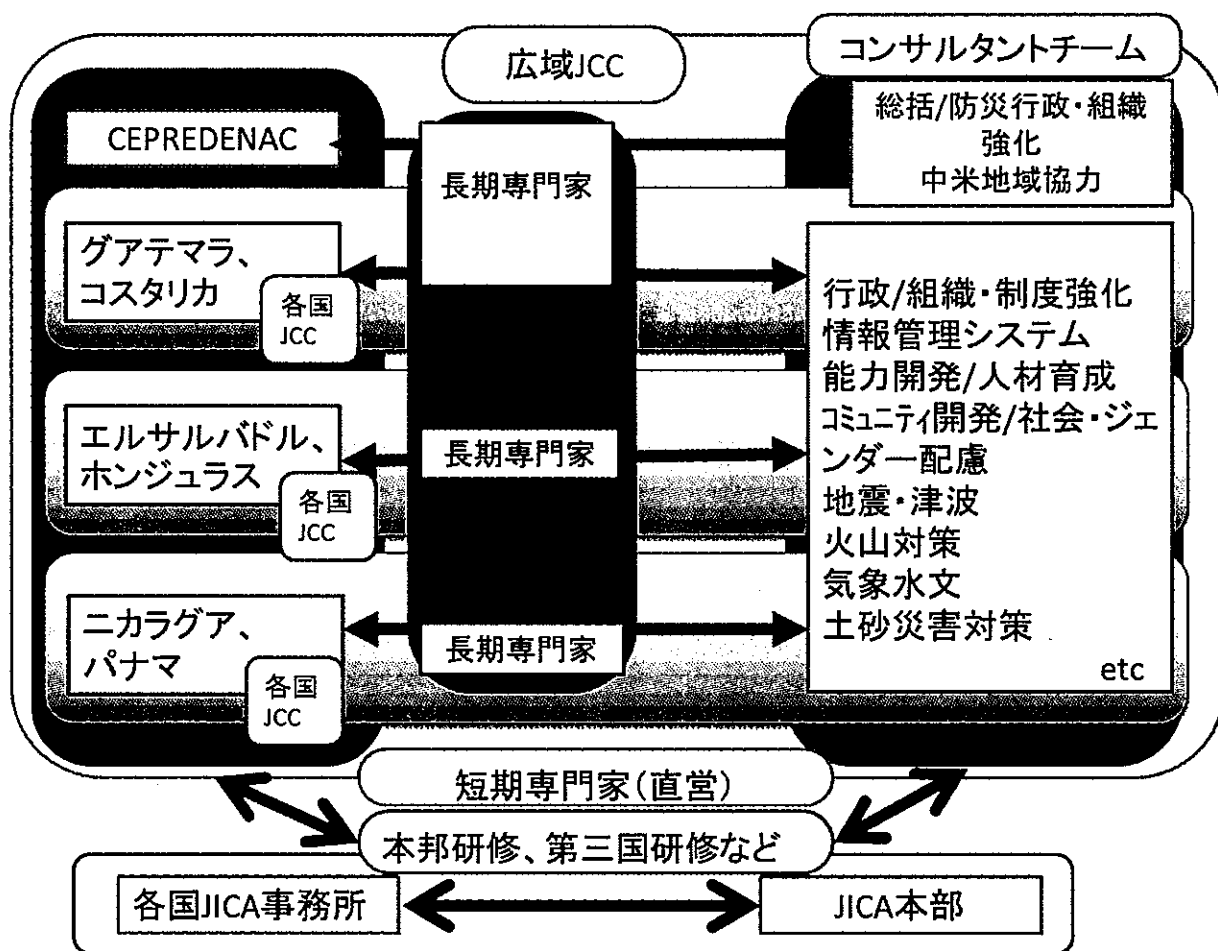
³ エルサルバドル 2014 年 12 月 9 日締結、コスタリカ 2014 年 12 月 8 日締結、ニカラグア 2015 年 1 月 15 日締結、パナマ 2014 年 12 月 19 日締結、ホンジュラス 2014 年 12 月 17 日締結、グアテマラ 2015 年 4 月 14 日締結

② 相手国側体制

フェーズ1プロジェクトでは、6ヶ国が参加する合同調整委員会（Joint Coordination Committee、以下、JCC）の設置によりプロジェクトのモニタリングを実施してきたが、各国における事業の進捗や課題等の把握が十分になされなかった。本プロジェクトでは、各国におけるプロジェクトの進捗等をより明確にするとの観点から、CEPREDENACを中心に加盟6ヶ国が参加する「広域JCC」と各国で開催する「国別JCC」の2層構造をとる。国別JCCではプロジェクトの進捗状況や課題等の確認、プロジェクトのモニタリングを国ごとに行う。

広域JCCにおいては、各国におけるプロジェクト進捗や課題、その解決策などを共有する。また、各国の取組事例や優良事例の蓄積と発信、域内での経験共有の機会とし、域内の政策等への反映する方法を検討する。

国別JCCについては、各国の防災機関に加え、防災の主流化の促進の観点等から、防災施策（例：地方行政・河川管理・火山/地震等の観測機関、公共事業、災害医療）及びコミュニティ防災に関わる関係省庁、地方自治体、大学、NGO、ドナー等、さらに、フェーズ1プロジェクトでパイロット・コミュニティとなった地区の自治体等、セクター横断的な視点から関係機関を広く国別JCCメンバーに加えることをC/P機関に提案し検討する。



■各国中央政府の防災機関

- ① グアテマラ国家防災調整局（SE-CONRED：Secretaría Ejecutiva - Coordinadora Nacional para la Reducción de Desastres）
- ② エルサルバドル総務省市民防災局（DGPC：Dirección General de Protección Civil,

Prevencción y Ministerio de Gobernación)

- ③ ホンジュラス災害対策常設委員会 (COPECO: Comisión Permanente de Contingencias)
- ④ ニカラグア国家防災委員会常設事務局 (SE-SINAPRED: Secretaría Ejecutiva - Sistema Nacional para la Prevencción, Mitigación y Atención de Desastres en Nicaragua)、
- ⑤ コスタリカ国家災害対策緊急員会 (CNE: Comisión Nacional de (Prevencción de Riesgos y Atención de) Emergencias)
- ⑥ パナマ市民保護システム事務局 (SE-SINAPROC: Secretaría Ejecutiva - Sistema Nacional de Protección Civil)
- ⑦ 中米防災調整センター(事務局所在地: グアテマラ) (SE-CEPREDENAC: Secretaría Ejecutiva - Centro de Coordinación para la Prevencción de los Desastres Naturales en América Central)

■長期専門家の活動分担国 (下線は専門家駐在国)

- ① グアテマラ、コスタリカ
- ② エルサルバドル、ホンジュラス
- ③ ニカラグア、パナマ

【各国における想定災害種】

国名	想定災害種
コスタリカ	地滑り・洪水・地震
エルサルバドル	火山・土砂災害
グアテマラ	火山・土砂災害
ホンジュラス	土砂災害・洪水 (干ばつ)
ニカラグア	津波
パナマ	地滑り・洪水

(5) 直営専門家との役割分担

本プロジェクトでは、業務実施契約によるコンサルタントチームに加えて、JICA が直営にて長期専門家3名(コミュニティ防災/広域協力)及び短期専門家を派遣することを予定している。プロジェクト目標達成のためには、それぞれでの活動計画及び活動内容、進捗について情報共有、調整を行うことが重要であり、各国事務所、JICA 本部を加えた関係者間での円滑なコミュニケーションが望まれる。

長期専門家は各国防災行政機関を配属先として、防災計画、地域防災計画に基づき地方防災機関等の関係者と共に、パイロット・コミュニティにおける、コミュニティ防災活動を担当する。

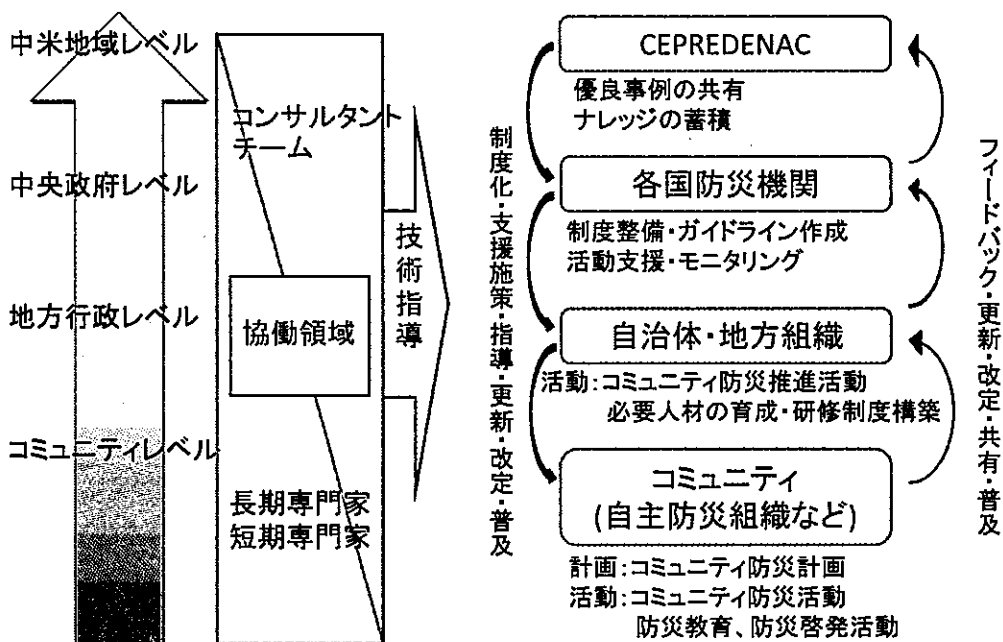
また、必要に応じて短期専門家の派遣を予定しており、「防災行政」や「教育行政」等の経験を有する行政経験者や「防災教育」「防災啓発活動」等の実践経験を有する大学、NPO 等の有識者を派遣し技術支援を実施する。

コンサルタントチームは各国防災機関をカウンターパートとして、防災計画策定の基礎となる災害情報の蓄積と活用、災害リスクの分析能力強化、中央及び地方レベルにおける防災行政組織の強化、人材育成に係る制度・仕組みの構築とそれを担う人材の育成を行うと共に、長期専門家によるコミュニティでの活動の展開とそこから得られる教訓・知見を取りまとめ体系化した上で、地方レベル、中央レベルにおけるコミュニティ防災計画への反映、それを担う人材育成の体制整備と人材の育成を行い、現場での知見・経験が地方行政及び国レベルで共有され、地域防災計画等にフィードバックされる制度・仕組みづくりを担う。また、これらが地域に蓄積・共有され、

中米地域における防災政策に反映されるよう、CEPREDENAC に対する技術支援を行う。

円滑な業務の実施に向けて長期専門家、JICA 事務所などと定期的な会議を通して、協議及び情報共有、進捗確認を行う。また、JICA は日本側関係者の連絡会議、C/P 機関を含めた広域実務者会議等の開催を検討しており、これらに参加し情報共有を積極的に行うこととする。

【直営専門家との役割分担(案)】



(6) 国別の成果指標及びアウトプット指標の設定

フェーズ1プロジェクトでは、6ヶ国共通のプロジェクト・デザイン・マトリクス(以下、PDM)のみを作成しプロジェクト進捗の管理を行っていた。本プロジェクトでは、各国におけるプロジェクトのモニタリング及び評価を確実なものとするため、国別のPDM(以下、「国別PDM」)及び国別のPO(以下、「国別PO」)を導入し、各国は国別POに基づいて活動を行う。

本事業は1つの広域案件として、上位目標、プロジェクト目標、アウトプット、活動については全ての国で共通のものとするが、各国における成果を計測する指標とその入手手段は国ごとの事情を踏まえ、国別PDMに反映する。また、国毎の具体的な活動計画を反映させた国別POを策定しこれに基づきプロジェクトの進捗管理を行う。

国別PDM及び国別POについては、先行して活動を行う長期専門家が関係機関と調整の上、案を作成するが、コンサルタントチームの活動開始後に、コンサルタントチームが担う活動部分について、関係機関と確認・調整の上、修正を行い、C/P機関及び長期専門家と協議・確認を行った後にJICAの確認を経て、最終的に国別JCCにおいて関係機関から承認を得る。以後、長期専門家及びコンサルタントチームとともに国別JCCにて確認がなされた国別PDM及び国別POに基づき活動を行う。

活動計画の変更等が生じた際には、C/P機関、長期専門家、JICA等の関係機関との協議・確認を経て行っていく事とする。

【広域PDMと国別PDM】

	広域	国別
PDM	広域案件としてプロジェクト全体のPDM	成果指標及び入手手段を国別に設定したPDM

PO	CEPREDENAC による活動計画	詳細活動レベルでの各国の活動計画
----	--------------------	------------------

(7) パイロット・コミュニティの選定及び活動

本プロジェクトでは、パイロット・コミュニティでの活動成果からの知見が蓄積・分析され、これらが地方行政レベル及び国レベルにフィードバックされ、防災計画や行政の支援施策が改善されると共に、各国防災行政機関を通して、全国に展開する仕組み作りを目指している。

各国においてパイロット・コミュニティを選定の上、長期専門家が C/P 機関や地方防災機関と共にコミュニティ防災活動を実施する予定としており、詳細計画策定調査段階で各カウンターパートからパイロット・コミュニティに係る候補地を確認している。

コンサルタントチームは選定されたパイロット・コミュニティのうち 4 ヶ所を対象として社会状況調査を実施し、コミュニティの状況における基礎的情報の整理を行う。整理にあたって、過去の災害の有無、想定される災害種、地域防災計画の有無等を明確にして水平展開を行う際の判断材料となるよう類型化を行う。

*コミュニティの単位は市以下の行政区単位を想定

(8) 中米防災調整センター（CEPREDENAC）に対する技術協力の実施

本プロジェクトでは、各国の防災行政機関として現業を持つ 6 ヶ国に加えて、地域防災機関である CEPREDENAC についても技術移転の対象としている。

CEPREDENAC は事務局機能を中心とした組織であり、地域防災政策の策定やナレッジの蓄積共有等を目的としている。

意思決定機関は各国防災機関代表による理事会であり、理事長は各国持ち回り制度が取られている。事務局についても人員及び予算は脆弱であり、ドナープロジェクトにより雇用されている要員が多い。

プロジェクト活動においては、各国のコミュニティ防災に係る取り組みと経験が CEPREDENAC に蓄積され、地域政策等のアドボカシーや教材等として蓄積し情報発信し各国で活用できる体制を構築すると共に、体制及び能力強化を図る取組を検討しプロポーザルにて提案する。

(9) 本邦研修及び域内ワークショップの実施

本契約の中では、CEPREDENAC 及び各国防災機関を対象とした防災行政の体制強化、コミュニティ防災推進のための研修実施能力強化等の内容を中心とする国別研修（各組織 2 名程度 x2 週間程度を 1 年に 1 回の計 5 回）や各国の取組み経験を共有するワークショップ（在外研修 20 名程度 x1 週間で 1 年に 1 回の計 5 回、人数を分けて複数回の開催も可）を実施する。

国別研修については、初年度は各国防災行政機関の長等を対象として、日本の防災の取組みと歴史、国と地方行政機関の役割、各省庁における防災施策等を学ぶ内容とする。翌年度以降はより実務レベルを対象として、防災行政実務、人材育成制度、災害情報の蓄積や利活用等のテーマにて各年対象者及び目的を明確化した研修内容を検討する。ワークショップについては、各国における取組み事例の共有や相互学習の場となることを目的として内容の検討を行う。

実施にあたっては、コンサルタントは、「コンサルタント等契約における研修実施ガイドライン」に記載される「研修実施」を担当するが、JICA 事務所および長期専門家、各国実施機関と協議・調整の上、これら研修事業への参加者の人選、アプリケーションフォーム取り付け等、必要に応じて研修員派遣に関する支援・調整を行う。

(10) モニタリング及び運営指導調査

今後、技術協力プロジェクトでは従来の本邦からの「評価・分析」等の団員を派遣する「中間

レビュー」が廃止され、モニタリングシート（JICA 指定フォーマット）を使用して、プロジェクトの中でコンサルタントチーム、長期専門家、JICA、C/P 機関が協働して事業のモニタリングを行うこととしている。

モニタリングシートの作成においてコンサルタントは長期専門家、C/P と協働の上で作成するとともにコンサルタントはモニタリングシートの最終的な取りまとめを行い、JICA 事務所に提出する。また、モニタリングシートは JCC 等の先方実施機関との定期協議に活用する基本文書とする。作成言語は西語とし和訳を付すこととする。

JICA はプロジェクト計画の見直しが必要な場合や実施運営上の問題が発生している場合に、適宜、運営指導調査を実施する予定である。調査の実施に際し、コンサルタントは、その基礎資料として既に実施した業務において作成した資料等を整理、提供するとともに、現地調査において必要な支援を行うものとする。

（11） プロジェクト活動の記録

2015 年 3 月の国連防災世界会議において、日本政府が発表した「仙台防災協カイニシアティブ」において、今後 4 年間で 4 万人の防災人材育成が挙げられている。右を踏まえ、研修やワークショップ、セミナー等に参加し、技術移転を受けた直接及び間接受益者数について、記録すると共に JICA に報告する。

また、ジェンダー及び災害要配慮者（障害者、子供、高齢者、外国人等）の事業への参画及び裨益状況についても合わせて記録を行うと共に、広報においても積極的に焦点をあてること。

（12） プロジェクトの柔軟性の確保

本プロジェクトの運営においては、相手国実施機関及び長期・短期専門家との PDM 及び PO に沿った共同作業、運営を基本とするが、技術移転を目的とする技術協力プロジェクトでは、カウンターパートのパフォーマンスやプロジェクトを取り巻く環境の変化によって、プロジェクトの活動を柔軟に変更していくことが必要となる。

特に、中米地域では 5 月から 11 月頃に掛けて雨期となり、ハリケーンや降雨による土砂災害が多く発生し、防災担当である C/P 機関が緊急的な対応を要することが生じる。災害発生時には、災害への対応を優先させつつ、柔軟に計画変更を行うとともに、防災機関による災害対応、関係機関との調整、地方及びコミュニティレベルにおける実際の行動を検証し、そこからの教訓を得ると共に、プロジェクト活動に反映させる。

コンサルタントはプロジェクト全体の進捗、成果の発現状況を把握し、必要に応じプロジェクトの方向性について、適宜 JICA に提言を行うことが求められる。JICA は、これら提言について、遅滞なく検討し、必要な対応（先方 C/P との合意文書の変更、契約の変更等）を取ることとする。

（13） 国別防災台帳の作成及び更新

JICA が指定するフォーマットによる国別防災台帳（和・西）の内容項目を充実させ更新し、JICA に提出する。

（14） 他の援助機関との調整・連携

対象 6 ヶ国において防災分野では、国連開発計画（UNDP）や世界銀行、EU、スイス開発協力庁（COSUDE）、国際赤十字などが技術支援や資金協力等の活動を行っている。また、国連国際防災戦略事務局（UNISDR）はパナマに地域事務所を有しており、JICA と連携協定を締結している。

活動にあたってはこれら援助機関の動向を把握しつつ、重複の排除及び本プロジェクトとの相乗効果が発揮できるよう、協議、意見交換と十分な調整を行いながら実施する。

UNISDR と JICA は 2015 年 3 月に連携協定を締結しており、今後は現場レベルにおいて具体的な連携に取り組むことを確認している。モニタリングレポートを作成する半期を目安にプロジ

エクトの進捗を共有すると共に、JCC や域内セミナーを実施する際には、UNISDR をリソースとして国際防災枠組やその進捗、中南米地域における防災の取組み等の講義を取り入れるように計画の上、調整を行う。

(15) 広報活動

業務実施にあたっては、本協力の意義、活動内容とその成果を日本及び中米各国の国民各層に正しく理解されるよう本事業の節目となる活動を実施する際は、事業の内容や成果を広く当該国に認識してもらうため、JICA 在外事務所及び専門家と事前調整を行い、現地マスメディア等へのプレスリリースの配信や記者向けの説明会などを行う。また、その際は C/P 機関の広報部門と協力することとし、C/P 機関に対して現地マスメディアへの発信の働きかけを行う。

各種広報媒体で使用できるよう、活動に関連する写真・映像を撮影し、成果品として提出する。また、本プロジェクトは JICA ホームページ「ODA 見える化サイト」掲載対象となっているところ、撮影にあたっては、プロジェクトの進捗状況、成果を分かりやすく伝えられるよう、事業実施前と実施後が比較できるように努める。なお、撮影した写真や映像の著作権は JICA に帰属するものとする。

広報にあたっては、「仙台防災枠組」4つの優先行動を踏まえた取組み状況と成果が理解できる形での情報発信を検討する。

このほか、プロジェクト・ホームページ、ニュースレター、ポスター等効果的な広報について、プロポーザルにて提案する。

(16) 中米地域における防災分野の JICA 協力

中米地域においては、防災分野が協力重点分野となっており、防災分野での事業が複数実施されている。本事業は各国の防災行政の中核を担う、防災行政機関を C/P としており、各国の防災の主流化、防災体制の強化の観点から、関連事業との情報交換を積極的に行うこととする。本事業における C/P 機関は防災行政を担う調整機関であるところ、より効果的な防災政策の実施において関係機関との連携が必須となる。これら防災関連事業の C/P を国別 JCC のメンバーに加えることを各国 C/P 機関に提案し検討する。

ニカラグア国土調査院は中米6カ国に対して津波アドバイザー情報を出すため、中米津波警報センター(CATAC)の設立を提案し、2015年6月のユネスコ政府間海洋学委員会(ユネスコIOC)総会にて承認されている。JICAはCATACの能力強化を実施し、CATACより中米諸国に津波アドバイザー情報を発出するための技術移転を行う計画があるが、警報情報を受け取った地方自治体や住民が適切に避難行動をし、津波から被害を軽減させるためには、各国地震・津波観測機関と防災担当部局との連携が重要である。津波警報は広域に発出されるものであり、今後、CEPREDENACは警報発出プロトコルの共通化や各国との調整を行う予定である。このため、本案件においても、同プロジェクトとの情報交換を積極的に行うと共に、本事業での津波防災活動において、同事業では警報発出訓練が予定されているところ、同事業による津波アドバイザー情報を活用することを積極的に検討する。

また、これら事業の成果を本事業におけるリソースとして活用することを必要に応じて検討する。

中南米地域防災分野関連案件

国名	案件名	C/P機関/関係機関
エルサルバドル	地震・津波情報分析能力強化	環境天然資源省 環境監視総局(MARN)
エルサルバドル	広域防災システム整備計画	環境天然資源省 環境監視総局(MARN-DGOA)
エルサルバドル	救急医療・災害対応能力強化プロジェクト	保健省
ホンジュラス	首都圏における地滑り対策能力強化支援(個別専門家)	ホンジュラス国立自治大学(UNAH)
ニカラグア	地震に強い住居建設技術改善プロジェクト(終了案件)	国立工科大学 Universidad Nacional de Ingeniería (UNI)
ニカラグア	中米津波警報センター能力向上プロジェクト	国土調査院 Nicaraguan Institute of Territorial Studies (INETER)
チリ	中南米防災人材育成拠点プロジェクト	チリ国際協力庁(AGCI)、国家危機管理庁(ONEMI)

(17) プロジェクトの期分けと協力内容見直し

本プロジェクトは大きく以下の3段階に分けて実施を行う。このため、各期の終了時点において、成果の確認を踏まえJICAが次期の業務の内容を検討する。各期の活動結果に基づき、妥当性、効率性、費用対効果を検討し、本プロジェクトの予算も踏まえ、次期の内容を変更することがある。

なお、プロジェクトの期分け区分の期間については、下記の記述に拘らず、コンサルタントが適切と考える期間をプロポーザルにて提案することとする。

- 第1期 (2015年12月～2016年11月)
- 第2期 (2016年12月～2018年11月)
- 第3期 (2018年12月～2020年6月)

6. 業務の内容

コンサルタントは、「2. プロジェクトの概要」に示したプロジェクト目標、成果を達成するため、以下の各活動を実施することとする。コンサルタントは、以下を参考に現地業務と国内業務について、効率的な作業工程・手法を、プロポーザルにて提案すること。

なお、本プロジェクトは技術協力プロジェクトとして相手国側が主体的に実施するプロジェクト活動を支援するものであり、以下に記載する業務に関しては先方のオーナーシップを尊重して実施するものとする。従って課題分析に基づき策定する活動計画はC/P機関と協議の上、合意の上で確定すると共に、各活動についてはC/Pとの参画のもとに実施を行う。また、プロジェクト終了後に相手国側のオーナーシップにより活動が継続するよう、防災の主流化や防災への事前投資の有効性等に係る考え方を広く共有し、事業予算の確保を含めて持続的な体制の構築に留意すること。

(1) 【第1期：2015年12月～2016年11月】

① 全体業務

ア) 業務計画書(第1期)の作成と協議

第1期業務計画書案を作成し、内容についてJICA地球環境部の承認を得る。

イ) ワークプラン（第1次原案）の作成と協議

プロジェクトの全体像を把握し、プロジェクト実施の基本方針・方法（C/P への具体的な技術移転方法を含む）、実施体制（広域、国別の体制、JCC の体制等を含む）、業務工程計画、詳細活動計画、要員計画、携行機材リスト等を作成する。

これらをワークプラン（第1次原案（西語版））に取りまとめる。同プラン（原案）の内容について、JICA 地球環境部に説明し承認を得る。その後、C/P 機関及び国別 JCC に説明・協議し、協議結果について、別途協議議事録として取りまとめ、JICA 事務所及び JICA 地球環境部に報告する。協議の結果を踏まえてワークプラン（原案）を修正し、ワークプラン（第1期）として取りまとめ、合意することとする。

ウ) 報告書の作成

第1期終了時にプロジェクト事業進捗報告書に関し、7.（1）に従い作成し、JICA 地球環境部に対し提出する。

② 各国別の業務

ア) 現況調査の実施

(a) コミュニティの社会調査の実施

上記5.（7）のクライテリアに基づくパイロット・コミュニティ4ヶ所及びプロジェクト活動の有効性を比較する観点から、パイロット・コミュニティでは無いコミュニティ（4ヶ所）を対象として、コミュニティの状況における基礎的情報の整理（過去の災害の有無、地域防災計画の有無、防災活動を行う組織の有無、その活動実績、コミュニティにおける協働活動の有無と体制、女性の参画状況など）を行うと共に、防災に関連して、地域住民が災害をどのようにとらえているか、またその準備と対応についての考え方、どのような活動を実施しているか、学校における防災教育の状況、地域における防災活動や啓もう活動の状況、共助の仕組みとその阻害要因、防災活動における行政の関与などについて社会状況調査を実施する。本業務については再委託を認め、実施方法についてはプロポーザルにて提案を行うこと。（「コンサルタント等契約における現地再委託契約ガイドライン」参照）

本業務については、再委託を認める。また、実施にあたっては、長期専門家やC/Pの同行を検討し、社会状況調査の妥当性について意見を求めることとする。

(b) 行政能力に係るキャパシティアセスメント調査の実施

プロジェクト期間中、行政機関の組織及び職員の能力向上において成果の発現と課題を明らかにし、状況をモニタリングするため、「キャパシティ・アセスメント・チェックリスト」を作成し、CEPREDENAC 及び各国防災機関、地方防災機関、地方自治体等のコミュニティ防災実務に関わる組織及び要員の能力等につき、関連施策の策定状況、実施状況、実施体制、予算措置、要員に係る研修・訓練の内容、対象者や頻度、防災知識、防災意識、技能や技術、職員のジェンダー構成等についてベースラインとなる調査を実施する。

「キャパシティ・アセスメント・チェックリスト」をJICAと協議のうえ、プロジェクト開始後の早い段階で作成し、組織及び職員の能力及び防災に係る理解度等のベースラインを測る。コンサルタントは、想定される能力評価項目をプロポーザルにおいて提案する。

本業務については、再委託を認める。

■参考資料

・「キャパシティ・アセスメント ハンドブック」（2008年9月）

- ・「キャパシティ・ディベロップメントの観点からのコミュニティ防災」(2008年3月)
- ・「防災にかかわるキャパシティ・アセスメント・チェックリスト」(上記報告書参考資料1、2)

(上記2点の資料については、JICA図書館よりダウンロードが可能。)

イ) 国別 JCC の開催

広域 PDM をベースとして、各国の状況を踏まえた、国別の成果指標を設定した国別 PDM(案)及び詳細活動を整理した国別 PO(案)を C/P 機関及び長期専門家と共に策定する。これを JICA に説明の上、承認を得る。国別 PDM 及び国別 PO が確定した段階で、国別 JCC を開催し当該国関係機関と共有の上、合意を取り付ける。併せて、関係機関によるフェーズ 1 プロジェクトのレビューを行い、グッド・プラクティス及び教訓、反省点を取りまとめる。最終的に、6ヶ国が比較可能な形で整理し、広域 JCC にて共有を行う。

ウ) 各国における災害情報蓄積と活用に係る確認及び課題の整理

各国防災機関と災害情報観測機関との役割分担、災害情報伝達プロトコル、災害履歴の記録及び蓄積に係る体制を整理し、情報伝達及び蓄積における現状と課題を整理する。その上で、蓄積された情報が災害リスク分析にどのように活用され、防災計画策定や各種対策の実施にどのように反映されているのかを整理し課題を明らかにする。国別に情報整理した結果を比較可能な形で取りまとめる。

分析した課題を踏まえ、解決策を検討し災害情報の蓄積、情報の体系化及び共有・発信と活用に係る体制構築に係る技術移転実施の計画を C/P と協議の上、策定し計画に基づき技術移転活動を実施する。

エ) 中央防災機関と関係機関の役割及び権限の分析と制度構築に向けた提案の検討と実施

コミュニティ防災活動を各国の制度・仕組みとして定着させる観点から、中央政府の防災計画(施策)と地方政府の防災計画、コミュニティ防災計画における関係機関(中央政府、出先機関、市連合会、市役所、県開発協議会、市開発協議会等)の関係(指導、技術支援、財政支援等)についての法令、計画等を確認し、計画と現状の乖離、課題等を分析し、分析結果を6ヶ国が比較できる形で取りまとめる。

分析結果を踏まえ、組織間の責任と役割を明確にした上でコミュニティ防災を推進するためのあるべき体制の構築に向けた具体的な改善案を C/P と共に作成する。

オ) コミュニティ防災活動の普及に向けた人材育成体制及び計画の策定と実施

C/P 機関及び地方レベルでの「コミュニティ防災推進」に関わる技術移転対象者や受益機関の能力(組織体制、財務、人材)について分析し現状と課題を整理すると共に各機関において必要となる能力や要件を明確にする。

明らかになった課題及び長期専門家の現場での活動に基づくフィードバックを取り入れたコミュニティ防災普及のための人材育成制度及び実施体制、研修計画を C/P と共に策定する。

カ) コミュニティ防災推進活動に係る教訓の蓄積と共有

各国内で取り組まれるコミュニティ防災活動が地方防災機関や地方自治体、中央防災機関へどのように報告され、情報の共有・蓄積がなされているか、現状の把握及び課題の整理を行う。整理した結果は6ヶ国の比較ができる形で取りまとめる。

その上で、行政側に共有される政策・計画策定にフィードバックされる仕組み作り及び教訓の蓄積と共有に係る方策を C/P と共に検討の上、策定する。

③ 広域業務

ア) 広域 JCC の開催

6ヶ国において、国別 JCC を了したところで、広域 JCC を開催し各国の取組み計画を域内で共有する。併せて、国別 JCC の結果取りまとめた、フェーズ1プロジェクトのレビュー結果を関係国間にて共有を行う。

広域 JCC に合わせてセミナーを実施し、UNISDR 米州事務所による防災を取り巻く国際的、地域的な動向を共有する共に、我が国における防災主流化の取組み等について共有を行う。

イ) 中米地域における災害情報蓄積と活用に係る確認及び課題の整理と体制構築

各国で蓄積された情報が CEPREDENAC を通して、中米地域において蓄積・共有される仕組みを検討する。特に、中米地域における広域的な方針を考慮し、共通フォーマットとして各国で取り込まれることを前提に検討を行うと共に人員の交代があっても継続して実施される持続的な仕組みとなるよう C/P と共に検討する。検討結果を踏まえ、情報蓄積体制の構築に取り組む。

ウ) 中米防災調整センター (CEPREDENAC) に対する技術移転計画の検討と実施

CEPREDENAC の設置根拠、活動内容の詳細と人員体制・予算を確認し、設置された目的と実態の乖離、課題を明らかにする。

その上で、中米地域において、各国のコミュニティ防災活動推進及び各国の取組みに係る情報収集・蓄積、発信のために改善すべき事項を抽出し技術移転計画を策定する。

各国で取り込まれるコミュニティ防災活動の教訓や優良事例を収集し、整理・分析の上で公開・共有を行えるよう、情報蓄積フロー、情報フォーマット、情報管理の体制、予算と人員配置等について整理し課題を抽出する。

抽出した課題を踏まえ、C/P と共に策定した技術移転計画に基づき活動を行う。

エ) 本邦研修内容の検討と実施

各成果に係る活動を踏まえ、CEPREDENAC 及び各国防災機関、地方防災機関を中心とする C/P から 15 名程度を受け入れ、約 2 週間の本邦研修を計画する。（「コンサルタント等契約における研修実施ガイドライン」参照。）

研修内容は、ワークプランを踏まえ、C/P 機関及び地方レベルで必要となる技術やノウハウの習得を目的とし、我が国国内で実施するべきことが有益である研修プログラム内容とする。

参加研修員に対し、研修成果を踏まえた業務改善を目的とした組織としてのアクションプラン作成を課すと共に帰国後に所属先にて研修成果及びアクションプランの共有を行い組織としてアクションプランの実施につながるよう活動を行う。また、参加者のネットワークが中米域内で継続するよう工夫を行う。

オ) 域内ワークショップの検討と実施

CEPREDENAC が主体的になり、コミュニティ防災に係る各国 C/P 機関の取組み、各国の優良事例、課題解決方法等の共有、災害情報蓄積に係る取組や優良事例の共有等を目的とする域内ワークショップを計画し実施する。

防災行政機関は平時より、CEPREDENAC や各防災機関との繋がりを持っており、本ワークショップにおいては、地方防災機関や中央関係機関の参画を促し、様々なレベルでのネットワークの形成に資するものとなる内容を検討する。計画・準備・実施にあたっては CEPREDENAC が主体的に関わる体制となることとし、域内ワークショップの計画・実施能力の向上につながるよう計画する。

(2) 【第2期：2016年12月～2018年11月】

① 全体業務

ア) 業務計画書（第2期原案）の作成と協議

第1期における業務実施の成果を踏まえ業務計画書（第2期原案）を作成し、内容について JICA 地球環境部に説明の上、承認を得る。

イ) ワークプラン（第2期）の作成と協議

ワークプラン（第2期）の内容について、JICA 地球環境部に説明の上、承認を得る。その上で、C/P 機関及び JCC に説明・協議し、合意を得る。協議結果について、別途協議議事録として取りまとめ、JICA 地球環境部に報告する。

ウ) 報告書の作成

第2期終了時において、7. (1) に従いプロジェクト事業進捗報告書を作成し、JICA 地球環境部に対し提出する。

② 各国別の業務

ア) 国別 JCC の開催

国別 JCC を実施し、前期までのプロジェクト活動進捗状況及び課題と取組みの共有、当期における活動計画について関係機関と協議・共有を行い確認する。

併せて、各国におけるコミュニティ防災活動（業務は長期専門家が担当）に係る優良事例の共有等を目的としたセミナーを開催し、各国内におけるコミュニティ防災活動のグッド・プラクティスを共有する。

イ) 各国における災害情報蓄積に係る制度構築

第1期での課題分析、技術移転計画をもとに、各国において災害情報が正しく蓄積され、活用される体制構築に取り組む。

今期においては、蓄積した災害情報をリスク分析の能力が強化され、それに基づき防災計画やコミュニティ防災活動計画に反映されるよう必要人材の育成を行う。

ウ) 中央防災機関と関係機関の役割及び権限の分析と制度の改善・構築

第1期にて策定した改善案に基づき、各国におけるコミュニティ防災活動推進のための制度・仕組みを構築する。特に災害時に各機関の連絡調整・連携が機能するよう平時からの関係構築・強化を踏まえた活動を実施する。活動成果に基づく組織間の連携が機能するか、訓練等の実施を通して検証を行う。

エ) コミュニティ防災活動の普及に向けた人材育成体制の構築及び必要人材の育成

第1期にて検討した人材育成制度及び実施体制の構築、研修計画等に基づき、講師等の人材育成、研修教材の開発、研修実施体制等に取り組むと共に、人材育成研修の実施を支援する。研修実施を通して明らかになった課題について、改善を行い、持続的・効果的な体制となるよう改善を行う。

オ) コミュニティ防災推進活動に係る教訓の蓄積と共有

第1期にて検討した方策に基づき実施を行い、各国内で取り組まれるコミュニティ防災活動結果及び教訓などが地方防災機関や地方自治体、中央防災機関に適切に共有・蓄積がなされているかモニタリングを行うと共に課題とボトルネックを明らかにする。課題解決に向けた方策を検討し、改善を図る。

カ) キャパシティアセスメント中間調査の実施

第1期において作成した「キャパシティ・アセスメント・チェックリスト」を用いて、第2期終了時におけるキャパシティの変化について確認・評価を行う。評価結果を6ヶ国が比較できる形で取りまとめる。

評価結果を分析の上、C/P 機関や関係者の能力向上に変化が無い事項については、事業実施の方法について検証を行い、改善策を検討の上、具体的な改善の取り組みを行う。

③ 広域の業務

ア) 広域 JCC の開催

各国における国別 JCC を了した段階で、広域 JCC を開催し各国の進捗及び計画についての共有を行う。また、広域 JCC に合わせてセミナーを実施し、域内でのコミュニティ防災活動（長期専門家が担当）やコミュニティ防災活動推進に関する制度・仕組み、人材育成（コンサルタントチームが担当）に関するグッド・プラクティスの共有を行い域内での経験の共有を図る。

広域 JCC においては、UNISDR と連携し、国際的な防災協力の動向等に係るインプットを行う。

イ) 中米地域における災害情報蓄積と活用に係る確認及び課題の整理

第1期での課題分析、技術移転計画をもとに、各国が蓄積した災害情報が CEPREDENAC に蓄積される仕組みを稼働させ、課題やボトルネックを明らかにし、改善点を行う。また、これら情報が適切に発信・共有される体制を構築する。

ウ) 中米防災調整センター（CEPREDENAC）に対する技術移転の実施

CEPREDENAC において、各国で実施されるコミュニティ防災活動の取組みに係る情報が蓄積される体制を構築し、オペレーション上の課題、ボトルネックを明らかにし改善に取り組む。

エ) 本邦研修内容の検討と実施

各成果に係る活動を踏まえ、CEPREDENAC 及び各国防災機関、地方防災機関を中心とする C/P から 15 名程度を受け入れ、約 2 週間の本邦研修を計画する。（「コンサルタント等契約における研修実施ガイドライン」参照。）

研修実施にあたっては、第1期の参加者から経験共有を行うと共に、研修で作成したアクションプランが参加する各国・機関において引き継がれ、組織の課題解決につながるアクションプランの作成となるよう検討すると共に、アクションプランの実施をプロジェクト活動の中でフォローしプロジェクト成果に結びつける方策を検討し提案する。

オ) 域内ワークショップの検討と実施

CEPREDENAC が主体的になり、コミュニティ防災に係る各国 C/P 機関の取組み、各国の優良事例、課題解決方法等の共有、災害情報蓄積に係る取組や優良事例の共有等を目的とする域内ワークショップを計画し実施する。

防災行政機関は平時より、CEPREDENAC や各防災機関との繋がりを持っており、本ワークショップにおいては、地方防災機関や中央関係機関の参画を促し、様々なレベルでのネットワークの形成に資するものとなる内容を検討する。計画・準備・実施にあたっては CEPREDENAC が主体的に関わる体制となることとし、域内ワークショップの計画・実施能力の向上につながるよう計画する。

(3) 【第3期：2018年12月～2020年6月】

① 全体業務

ア) 業務計画書（第3期原案）の作成と協議

第2期における業務実施成果、中間で実施したキャパシティアセスメントの結果を踏まえ業務計画書（第3期原案）を作成し、内容についてJICA地球環境部に説明の上、承認を得る。

イ) ワークプラン（第3期）の作成と協議

ワークプラン（第3期）の内容について、JICA地球環境部へ説明し承認を得ると共に、C/P機関及びJCCに説明・協議し、共有する。協議結果について、別途協議議事録として取りまとめ、JICA地球環境部に報告する。

ウ) 事業完了報告書の作成

これまでのプロジェクトモニタリングをもとに、成果や目標達成度を確認の上、事業完了報告書（Project Completion Report）を長期専門家、C/P機関と共に作成する。報告書においては、プロジェクト終了後のフォローアップ事項や終了後のモニタリングの必要性、課題を明らかにし、プロジェクト終了前に実施する国別JCCにて先方関係機関と合同レビューを行い、協議の上、最終化することとし、その結果を事業完了報告書に反映する。

さらに、国別でのレビュー結果を踏まえ、広域事業完了報告書を作成し、広域JCCにて協議の上、最終化を行う。

エ) 報告書の作成

業務完了報告書に関し、7.（1）に従い作成し、JICA地球環境部に対し提出する。

② 各国別の業務

ア) 国別JCCの開催

国別JCCを実施し、前期までのプロジェクト活動進捗状況及び課題と取組みの共有、中間でのキャパシティアセスメント結果の共有と成果及び改善点の確認・共有、今期における活動計画について関係機関と協議・共有を行い確認する。

併せて、各国におけるコミュニティ防災活動（業務は長期専門家が担当）に係る優良事例の共有等を目的としたセミナーを開催し、各国内におけるコミュニティ防災活動のグッド・プラクティスを共有する。

イ) 各国における災害情報蓄積と活用体制に係るフォローの実施

第2期での活動成果を踏まえ、持続的に災害情報の蓄積と災害リスク分析がなされ、計画策定が行える体制がC/P機関により維持・改善される体制を構築する。

今期においては、これら取組み上の課題をC/P機関が自ら解決できるよう能力向上を図ると共に、PDCAサイクルによる業務実施ができる体制を構築する。

ウ) 中央防災機関と関係機関の役割と体制の確立

第2期までの活動成果に基づき、各国におけるコミュニティ防災活動推進のための制度・仕組み、機関の連絡調整・連携について、防災行政機関により持続的に維持及びモニタリングできる体制を構築すると共に、防災行政機関による改善指導ができる体制を構築する活動を実施する。

エ) コミュニティ防災活動の普及に向けた人材育成制度の定着

第2期にて実施した人材育成に係る体制において、育成した研修講師が持続的に人材育成

研修を実施できる体制を確立する。また、研修実施上の課題を C/P 機関が解決できるよう技術指導を行うと共に、研修により育成された人材のネットワーク構築に取り組む。

オ) コミュニティ防災推進活動に係る教訓の蓄積と共有

各国内で取り組まれたコミュニティ防災活動の結果及び教訓が地方防災機関や地方自治体、中央防災機関に適切に共有・蓄積がなされているか、C/P 自らがモニタリングと問題点の改善を行える体制を確立する。

カ) プロジェクト成果の確認（エンドライン調査の実施）

プロジェクト終了6か月前までに、第1期にて実施した、ベースライン調査をもとに、本プロジェクトの実施を通して、パイロット・コミュニティにおける地域の防災能力がどのように変化したか、また、関係する行政機関においてコミュニティ防災の促進に係る実施体制、人員と能力等がどのように変化したか確認を行うエンドライン調査を実施する。

(a) コミュニティの社会調査の実施

第1期にて調査を実施したコミュニティを対象として、防災に関連する意識や知識、取り組みの変化、また、パイロット・コミュニティでは無い地域においても、行政の施策を通して、防災に係る意識等の変化の有無を確認する調査を実施する。

また、実施にあたっては、長期専門家や C/P の動向を検討する。

(b) 行政能力に係るキャパシティアセスメント調査の実施

「キャパシティ・アセスメント・チェックリスト」に基づき、第1期、第2期を経て、最終的に CEPREDENAC 及び各国防災機関、地方防災機関、地方自治体等のコミュニティ防災実務に関わる組織及び要員の能力等がプロジェクト活動に基づき、どのように変化したのか、組織・制度、関連施策の策定状況、実施状況、実施体制、予算措置、要員に係る研修・訓練の内容、対象者や頻度、防災知識、防災意識、技能や技術等についてエンドライン調査を実施し、各国での結果を取りまとめると共に、各国の比較を行い、継続的な事業成果の発現に向けた分析及び提言を行う。

③ 広域業務

ア) 広域 JCC の開催

国別 JCC を了した段階で、広域 JCC を開催し各国の進捗及び計画についての共有を行う。各国で実施した中間アセスメントの結果を共有し、各国における成果を共有する。また、広域 JCC に合わせてセミナーを実施し、域内でのコミュニティ防災活動（長期専門家が担当）やコミュニティ防災活動推進に関する制度・仕組み、人材育成（コンサルタントチームが担当）に関するグッド・プラクティスの共有を行い域内での経験の共有を図る。

広域 JCC においては、UNISDR と連携し、国際的な防災協力の動向等に係るインプットを行う。

イ) 中米防災調整センター（CEPREDENAC）に対する技術移転フォロー

CEPREDENAC において、各国から提供されたコミュニティ防災活動に係る情報が蓄積・共有できる体制が持続的に行われ、課題を自ら解決できる体制を構築し、PDCA サイクルによる業務ができる体制を構築する。

ウ) コミュニティ防災推進活動に係る教訓の蓄積と共有

CEPREDENAC に蓄積された各国内で取り組まれたコミュニティ防災活動の結果及び教訓等の情報が適切に管理・利用され、CEPREDENAC が持続的に管理できる体制を確立する。

エ) 本邦研修内容の検討と実施

各成果に係る活動を踏まえ、CEPREDENAC 及び各国防災機関、地方防災機関を中心とする C/P から 15 名程度を受け入れ、約 2 週間の本邦研修を計画する。

研修実施にあたっては、前期の参加者から経験共有を行うと共に、研修で作成したアクションプランが参加する各国・機関において引き継がれ、組織の課題解決につながるアクションプランの作成となるよう検討すると共に、アクションプランの実施をプロジェクト活動の中でフォローしプロジェクト成果の持続性確保につながる取組を実施する。

オ) 域内ワークショップの検討と実施

CEPREDENAC が主体的になり、コミュニティ防災に係る各国 C/P 機関の取組み、各国の優良事例、課題解決方法等の共有、災害情報蓄積に係る取組や優良事例の共有等を目的とする域内ワークショップを計画し実施する。

CEPREDENAC が自主的に実施できる体制を確立し、プロジェクト終了後も域内における経験共有が継続する体制を構築する。

7. 成果品等

(1) 報告書等

業務の各段階で作成・提出する報告書等は以下のとおり。なお、本契約における成果品は、第1期はプロジェクト事業進捗報告書（第1期）、第2期はプロジェクト事業進捗報告書（第2期）、第3期はプロジェクト完了報告書とし、それぞれ（2）の技術協力成果品を添付するものとする。

期	レポート名	提出時期	部数
第1期	業務計画書（第1期）（共通仕様書の規定に基づく）	契約締結後10日以内	和文：8部
	ワークプラン（第1期）	契約締結から1ヵ月以内	西文：15部
	プロジェクト業務進捗報告書（第1号）	第1期契約終了時	和文：8部 西文：15部
	JICA防災台帳	第1期契約終了時	和文：1部 西文：1部
第2期	業務計画書（第2期）（共通仕様書の規定に基づく）	契約締結後10日以内	和文：8部
	ワークプラン（第2期）	契約締結から1ヵ月以内	西文：15部
	プロジェクト業務進捗報告書（第2号）	第2期契約締結1年経過時点	和文：8部 西文：15部
	プロジェクト業務進捗報告書（第3号）	第2期契約終了時	和文：8部 西文：15部
	JICA防災台帳	第2期契約終了時	和文：1部 西文：1部
第3期	業務計画書（第3期）（共通仕様書の規定に基づく）	契約締結後10日以内	和文：8部 西文：15部
	ワークプラン（第3期）	契約締結から1ヵ月以内	西文：15部
	プロジェクト業務進捗報告書（第4号）	第3期契約締結1年経過時点	和文：8部 西文：15部
	事業完了報告書（Project	第3期契約終了時	和文：8部

	Completion Report)		西文：15部
	プロジェクト業務完了報告書	第3期契約終了時	和文：9部 西文：15部 CD-R：16枚
	JICA防災台帳	第3期契約終了時	和文：1部 西文：1部

プロジェクト業務完了報告書については製本することとし、その他の報告書等は簡易製本とする。報告書等の印刷、電子化（CD-R）の仕様については、「コンサルタント等契約における報告書の印刷・電子媒体に関するガイドライン」を参照する。

各報告書の記載項目（案）は以下の通りとする。最終的な記載項目の確定にあたっては、JICAとコンサルタントで協議、確認する。

① ワーク・プラン記載項目（案）

- ア) プロジェクトの概要（背景・経緯・目的）
- イ) プロジェクト実施の基本方針
- ウ) プロジェクト実施の具体的方法
- エ) プロジェクト実施体制（広域 JCC, 国別 JCC の体制等を含む）
- オ) PDM（指標の見直し及びベースライン設定）
- カ) 業務フローチャート
- キ) 要員計画
- ク) 先方実施機関便宜供与負担事項
- ケ) その他必要事項

② プロジェクト業務進捗報告書／完了報告書記載項目（案）

- ア) プロジェクトの概要（背景・経緯・目的）
- イ) 活動内容（業務フローチャートに沿って記述）
- ウ) プロジェクト実施運営上の課題・工夫・教訓（業務実施方法、運営体制等）
- エ) プロジェクト目標の達成度（定期モニタリング結果の概要等）
- オ) 上位目標の達成に向けての提言
- カ) 次期活動計画（進捗報告書のみ）

添付資料（和文に添付する資料は外国語でも構わない。）

- (a) PDM（最新版、変遷経緯）
- (b) 業務フローチャート
- (c) 詳細活動計画(WBS (Work Breakdown Structure) 等を活用)
- (d) 専門家派遣実績（要員計画）（最新版）
- (e) 研修員受入れ実績
- (f) 供与機材・携行機材実績（引渡しリスト含む）
- (g) 合同調整委員会議事録等
- (h) その他活動実績

注) エ)、オ) 及び(f)の引渡しリストは完了報告書のみ記載

(2) 技術協力成果品等

コンサルタントが直接作成する以下の資料を提出する。なお、提出にあたっては、各期にて作成するプロジェクト業務進捗報告書／完了報告書に添付して提出することとする。

- ① ベースライン調査報告書
- ② 各成果の活動において作成する各種ガイドライン、マニュアル
- ③ 中米総合防災政策（最新版）
- ④ 各国防災計画（最新版）

- ⑤ 各国コミュニティ防災推進計画（最新版）
- ⑥ エンドライン調査報告書

(3) その他提出物

① コンサルタント業務従事月報

コンサルタントは、国内・海外における業務従事期間中の業務に関し、以下の内容を含む月次の業務報告を作成し、共通仕様書第7条に規定されているコンサルタント業務従事月報に添付してJICAに提出する。なお、先方と文書にて合意したものについても、適宜添付の上、JICAに報告するものとする。

- ア) 今月の進捗、来月の計画、当面の課題
- イ) 活動に関する写真
- ウ) WBS (Work Breakdown Structure)
- エ) 業務フローチャート

② 防災台帳（和文・西文）

JICAが定めるフォーマットにより、各国の防災に係る情報を取り纏めを行い、情報更新の上、提出する。

提出時期：2016年11月、2018年11月及び2020年5月

③ 議事録等

各報告書に係る関係機関との協議概要を協議議事録（M/M）に取りまとめ、JICAに速やかに提出する。JICAが別途開催する各種会議について、議題、出席者、議事概要等を、議事録案（JICAが指定する様式によりA4版3~4枚程度）に取りまとめ、会議開催後3日以内にJICAに提出する。

④ 先方政府への提出物

C/P政府に文書を提出する場合には、その写しを速やかにJICAに提出する。

⑤ 研修実施報告書

本邦研修、第三国研修、域内ワークショップ実施後、研修の状況をA4版5枚程度に取り纏めJICAに提出する。

⑥ その他

上記提出物のほか、JICAが必要と認め、書面により報告を求める場合には、速やかに提出する。

【第3 業務実施上の条件】

1. 業務工程計画

本プロジェクトは2015年12月に開始し、以下の3つの期間に分けて業務を実施することにより、約55ヵ月後の終了を目途とする。

(1) 第1期 (2015年12月～2016年11月)

各国の現状の把握と課題整理、協力計画の策定と国別 PO 確定及び実施体制構築と技術移転活動の開始段階

(2) 第2期 (2016年12月～2018年11月)

各成果における制度構築、人材育成計画及び制度・仕組み作り、計画に応じた技術移転本格実施段階

(3) 第3期 (2018年12月～2020年6月)

プロジェクト終了を見据えての実施主体の移行、実施を経てのフィードバックと持続的体制構築段階

技術協力の実施にあたっては、効率性及び効果の発現の観点から、長期専門家3名を2カ国を1グループとして活動することとして派遣を予定している。担当国は専門家①CEPREDENAC、グアテマラ、コスタリカ、専門家②エルサルバドル、ホンジュラス、専門家③ニカラグア、パナマとなる。(下線は専門家駐在国)

コンサルタントチームについても上記の体制を踏まえつつ、業務実施体制を検討する。

各国での一連の活動の開始及び終了時には、当該国のJICA事務所に立寄り、活動計画の説明及び進捗状況の報告を行うこと。また、活動の過程で、必要に応じて、TV会議システムを用いて、各専門家、在外事務所および関係部署との意見交換を行うことも可能である。

また、総括は、各チームの取り纏めとしての役割及びCEPREDENACに対する技術移転を中心とした地域協力としての成果の発現を期待されている。

2. 業務量の目途と業務従事者の構成 (案)

(1) 業務量の目途

第1期 約 47 M/M

合計 約 156 M/M

(2) 業務従事者の構成 (案)

業務従事者の構成は、以下に示す分野を担当する専門家の配置を想定するが、コンサルタントは、業務内容及び業務工程を考慮の上、より適切な専門家の配置、構成をプロポーザルにて提案することとする。

- ① 総括/防災行政・組織強化：(1号)
- ② 中米地域協力：(2号)
- ③ 行政組織・制度強化 (3号)
- ④ 情報管理システム
- ⑤ 能力開発/人材育成
- ⑥ コミュニティ開発/社会・ジェンダー配慮
- ⑦ 地震・津波
- ⑧ 火山対策
- ⑨ 水文気象
- ⑩ 土砂災害対策

3. 対象国の便宜供与

- (1) カウンターパートの配置
- (2) 事務所スペースの提供

対象 6 ヶ国の防災機関から庁舎もしくは関連施設内に事務所スペースが提供される。その他、インターネット接続、複写機、車両等については確認中。

- (3) その他

プロジェクト実施にあたって、一般的な情報提供等が得られる予定。

4. 配布資料および関連資料

- (1) 中米広域防災能力向上プロジェクト(BOSAI)終了時評価報告書 (2012 年 3 月)
<http://libopac.jica.go.jp/images/report/P1000004513.html>
- (2) 中米広域防災能力向上プロジェクト(BOSAI)フェーズ 2 詳細計画策定調査 (2012 年 9 月)
<http://libopac.jica.go.jp/search/detail.do?rowIndex=1&method=detail&bibId=1000016982>
- (3) 中米地域における自然災害への取組みに関する情報収集・確認調査 ファイナル・レポート (2012 年 6 月)
<http://libopac.jica.go.jp/images/report/12084323.pdf>

- (4) JICA 防災台帳フォーマット (和文)

- (5) その他関連資料

■JICA 作成報告書等

- ・「カリブ災害管理プロジェクト」及びフェーズ 2 報告書、事後評価報告書
- ・テーマ別評価「評価結果の横断分析 防災分野における実践的なナレッジ教訓の抽出」
- ・「キャパシティ・アセスメントハンドブック: キャパシティ・ディベロップメントを実現する事業マネジメント」
- ・「コミュニティ協働型地方行政支援アプローチハンドブック」
- ・「国境を越える課題-広域協力形成・実務ハンドブック-

以上、JICA 図書館よりダウンロードが可能。

<https://libportal.jica.go.jp/fmi/xsl/library/public/Index.html>

■参考資料

- ・「仙台防災枠組 2015-2030」(UNISDR)
http://www.preventionweb.net/files/43291_sendaiframeworkfordrren.pdf
- ・各国「National Progress Report on the Implementation of HFA」(UNISDR)
<http://www.preventionweb.net/english/>
- ・中米総合防災政策「PCGIR(Política Centroamericana de Gestión Integral de Riesgo de Desastres)」(英語版有り)
<http://www.sica.int/cepredenac/pcgir.aspx>

5. 現地再委託

以下の業務においては、経験・知見を豊富に有する機関・コンサルタント・NGO に再委託して実施することができる。現地再委託は見積もりに含めるものとし、必要な経費を計上する。(現地再委託以外の方策による調査が適当である場合には、プロポーザルで提案すること)。その他、

必要であると判断する場合にはプロポーザルで提案し、経費は全て見積書に含めること。

現地再委託にあつては、「コンサルタント等契約における現地再委託契約手続きガイドライン」に則り選定及び契約を行うこととし、委託業者の業務遂行に関しては、現地において適切な監督、指示を行うこと。プロポーザルでは、現地再委託対象業務の実施方法と契約手続き（見積書による価格比較、入札など）、価格競争に参加を想定している現地業者の候補者名並びに現地再委託業務の監督・成果品の検査の方法など、より具体的な提案を可能な範囲で行うこと。

(1) ベースライン調査（第1期）

① コミュニティの社会調査

パイロット・コミュニティ（4ヶ所）及びそれ以外のコミュニティ（4ヶ所）を対象として、コミュニティの状況における基礎的情報の整理（過去の災害の有無、地域防災計画の有無、防災活動を行う組織の有無、その活動実績、コミュニティにおける協働活動の有無と体制など）を行うと共に、防災に関連して、地域住民が災害をどのようにとらえているか、またその準備と対応についての考え方、どのような活動を実施しているか、学校における防災教育の状況、地域における防災活動や啓もう活動の状況、共助の仕組みとその阻害要因、防災活動における行政の関与などについて社会状況調査を実施する。

② 行政能力に係るキャパシティアセスメント調査

「キャパシティアセスメント・チェックリスト」に基づき CEPREDENAC 及び各国防災機関、地方防災機関、地方自治体等のコミュニティ防災実務に関わる組織及び要員の能力等につき、関連施策の策定状況、実施状況、実施体制、予算措置、要員に係る研修・訓練の内容、対象者や頻度、防災知識、防災意識、技能や技術等についてベースラインとなる調査を実施する。

(2) キャパシティアセスメント中間調査（第2期）

第1期において作成した「キャパシティアセスメント・チェックリスト」を用いて、第2期終了時における関係機関及び要員のキャパシティアセスメントの変化について確認・評価を行う。評価結果を6ヶ国が比較できる形で取りまとめる。

評価結果を分析の上、C/P 機関や関係者の能力向上に変化が無い事項については、事業実施の方法について検証を行い、改善策を検討の上、具体的な改善の取り組みを行う。

(3) エンドライン調査（第3期）

① コミュニティの社会調査

ベースライン調査の結果を踏まえ、プロジェクト終了6か月前を目途にベースライン調査で対象としたコミュニティにおいてエンドライン調査を実施する。

その上で、プロジェクト活動が具体的にどのようにコミュニティの防災意識の変革を及びしたか成果と課題を分析すると共に、プロジェクトが関与していないコミュニティとの比較を行う。

② 行政能力に係るキャパシティアセスメント調査

ベースライン調査にて作成した「キャパシティアセスメント・チェックリスト」に基づき CEPREDENAC 及び各国防災機関、地方防災機関、地方自治体等のコミュニティ防災実務に関わる組織及び要員の能力等につき、エンドライン調査を実施する。プロジェクト活動がもたらした成果及び課題を分析し、最終的に提言として取りまとめる。

6. 携行機材

本プロジェクトで技術移転活動に必要と判断される携行機材に関しては、プロポーザルに①機材名②必要数③仕様④参考銘柄⑤現地調達可否⑥見積価格⑦必要と判断される理由⑧用途等

⑨その他を記載し、提案すること。

最終的に調達が必要と判断される機材については、ワークプランもしくは事業進捗報告書に上記①～⑨を記載し、JICAの指示に基づきコンサルタントが調達するものとする。本プロジェクトで調達した携行機材については、コンサルタントが管理を行い、プロジェクト終了後にJICAと協議の上、先方実施機関に引き渡すものと事務所で保管するものとに区分し、必要な手続きを行う。なお、日常業務に使用するPC等については、原則として契約に含めることはできない。

なお、機材の仕様については、現地調達を基本として、プロジェクト終了後に持続的に運用及び保守管理できるものとする。

必要性が認められたものについては、一契約期間内の機材調達の予定価格が1500万円を上限に、機材調達の方法、手順はJICAが定める「委託契約等における機材調達・管理ガイドライン（2015年7月）」に従い、JICAの指示に基づきコンサルタントが調達するものとする。

7. その他留意事項

(1) 安全管理

対象6ヶ国において、首都の一部や地方都市については「注意喚起」又は「在外事務所承認」の措置が取られている。プロジェクトにおける活動、特に、コミュニティ活動の実施にあたっては在外事務所及び安全対策クラーク等に時間の余裕をもって相談するとともに、指示に従うこと。また、現地作業中における安全管理体制をプロポーザルに記載すること。首都等においても銃器を用いた一般犯罪も発生しており、各国における行動については、安全管理に十分留意する。各国の治安状況については事務所から十分な情報収集を行うとともに、現地作業時の安全確保のため関係諸機関に対する協力依頼及び調整作業を十分に行う。また、当該国事務所と常時連絡が取れる体制とし、特に地方で活動を行う場合は、当該国の治安状況、移動手段等について事務所と緊密に連絡を取るよう留意する。

活動にあたっては、JICAの安全管理基準を厳守すること。なお、JICAの安全管理基準については、随時変更があるため、変更の結果、業務実施に制約が発生し追加経費が必要になった場合、もしくは、安全管理基準の変更がなくても、業務実施過程で安全対策として必要な経費が発生することが明らかになった場合、随時協議のうえ、必要に応じこれを認めることとする。

(2) 不正腐敗の防止

本業務の実施にあたっては、「JICA不正腐敗防止ガイダンス（2014年10月）」の趣旨を念頭に業務を行うこと。なお、疑義事項が生じた場合は、不正腐敗情報相談窓口またはJICA担当者に速やかに相談するものとする。

(3) 複数年度契約

本業務においては、第1期契約において、年度を跨る契約（複数年度契約）を締結することとし、年度を跨る現地作業及び国内作業を継続して実施することができることとする。経費の支出についても年度末に切れ目なく行えることとし、会計年度ごとの精算は必要ない。

(4) 語学要件

本業務においては通訳の配置を認めるものの、円滑な業務実施の観点から、語学評価対象者についてはスペイン語の運用能力を有することが望ましい。

以上